

幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生資金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。

■補助事業者 幌延町

■補助対象者 町内の団体・個人及び中小企業者（一定基準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO法人

■補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業経済 振興事業	地域の特性や資源を踏まえ本町の産業及び経済の活性化に貢献しうる自主的かつ意欲的な取り組みで、新規性又は先駆性を有する事業 (例) 新製品・新技術開発、技術問題解決、事業化、施設拡充、設備導入・市場開拓・販路拡大、創業、経営革新・新分野進出などで調査・研究も含まれます。	2/3	1,000万円
②地域活動 事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	500万円
③生活環境 整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	500万円
④人材養成 事業	地域の活性化及び国際・地域交流等の推進を図るための派遣研修等によるリーダー養成又は海外からのリーダー招へい事業、交流事業	2/3	国内研修事業(↑人) 10万円 派遣事業国内(↑人) 30万円 国外(↑人) 70万円 招へい事業国内(↑人) 50万円 国外(↑人) 100万円 その他 20万円
⑤イベント等 創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館 整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

申込・お問い合わせ先

総務課企画振興グループ

☎5-1111

今年も 応援します

マイホーム建設

幌延町定住促進 持家住宅建設奨励条例

幌延町に定住する方を増やし、住環境の充実、地域経済の発展をはかることを目的に、持家住宅の建設を奨励します。皆さんがマイホームを建てる場合、100万円の補助金を交付いたします。

補助を受けるには

幌延町に家を新築し、永住できる方（新築住宅を登記し、実際に居住されることが必要です）

町内に住宅の新築ができる土地を所有、または借地の権利を有すること

新築する住宅の床面積が65㎡以上であること

工事の請負者が幌延町内に主たる事務所を有する建設業者であること

公租公課（税金や公共料金）の滞納がないことなどの条件があります。

補助金の申請は、工事着手の1カ月前までに所定の事業計画書を町に提出していただき、承認を受けていただきます。

なお、定住促進持家住宅建設奨励条例については平成20年3月31日失効となり、補助金の交付は平成19年度で終了となります。

